

ラオス人民民主共和国
商標登録に関する規則

No. 466/STEA-PMO ビエンチャン 2002年3月7日

目次

第 I 節 一般規定

第 1 条

第 2 条

第 3 条

第 4 条

第 5 条

第 II 節 商標登録の方式

第 6 条

第 7 条

第 8 条

第 9 条

第 10 条

第 11 条

第 12 条

第 13 条

第 14 条

第 15 条

第 16 条

第 III 節 商標登録の更新

第 17 条

第 18 条

第 19 条

第 IV 節 公式手数料及び登録に由来する資金

第 20 条

第 21 条

第 V 節 商標登録から生じる紛争の解決

第 22 条

第 23 条

第 24 条

第 VI 節 最終規定

第 25 条

第 26 条

第 I 節 一般規定

第 1 条

本規則は、全国を通して商品及びサービスに関して使用されている商標の登録の統一的管理を規定する。

第 2 条

商標登録のための商品及びサービスの分類は、ニース協定最新版に定める商品及びサービスの国際分類に従う。

第 3 条

適法な生産、商業及びサービス活動に携わっている個人又は法人が自己の商標を登録することを望むときは、科学技術環境庁に連絡しなければならない。

第 4 条

外国の個人又は法人が商標の登録を請求するときは、ラオス人民民主共和国の認可された代理人を通じて出願しなければならない。

第 5 条

ラオス人民民主共和国において登録された標章が連続して 5 年間使用されないことを理由として個人又は第三者が起こした争いの場合は、科学技術環境庁は、標章不使用の理由が十分に提示されない限り、当該標章を登録する権利を他の者に許可することができる。

第 II 節 商標登録の方式

第 6 条

各々の商標登録出願は、該当する 1 の類に関する商標の登録についてのみ使用する。

第 7 条

商標登録出願には、次のものを含めなければならない。

1. 商標登録の願書(登録部の出願様式に従うもの)
2. 描かれ若しくは印刷された画像, 写真又は写真複写により良質の紙に表示された標章の見本 10 枚。見本のサイズは, 4x4 cm 以上, 8x8 cm 以下とする。1 又は複数の色彩で構成される標章の場合は, 当該色彩を明瞭に特定しなければならない。
3. 委任状(商標登録出願が認可された代理人を通じてされる場合)
4. 最初に外国でされた商標登録出願の出願日を証明する書類(工業所有権に関するパリ条約最新版に従って優先日が主張されている場合)
5. 標章の使用規約(団体標章の場合)
6. 商標登録及びその他の業務に係る所定の料金の受領書

第 8 条

商標所有者が複数の類について同時に出願しようとする場合は、関係書類の写真複写を複製して該当する類の他の出願に添付することができる。ただし、それらの写真複写書類は、オリジナル書類が添付されているときは、商標登録出願の出願番号及び出願日を明瞭に有さなければならない。

第 9 条

商標所有者が複数の商標を同時に出願しようとする場合は、商標登録出願は別々にしなければならない。ただし、それらの出願の 1 に添付される書類はオリジナルとし、その他の別個の出願には関係書類の写真複写を使用することができるが、オリジナル書類が添付されているときは、商標登録出願の出願番号及び出願日を明瞭に有さなければならない。

第 10 条

商標登録出願を受領した後、登録部は、本規則第 7 条に従って、出願の方式点検を行い、出願番号及び出願日を記載した公式受領書を交付する。商標登録出願が不完全な場合は、登録部は、補正について出願人に通知する。出願番号及び出願日は、完全かつ正確な出願が提出されたときに付与される。

第 11 条

商標登録出願日、又は登録部が出願番号及び出願日を確認した日から起算して 6 月以内に、登録部は実体審査を行い、登録証を発行し、商標登録簿に標章を記録し、登録された標章を商標公報で公表する。

商標登録出願が拒絶された場合は、登録部は、書面により出願人に通知し、出願人に対し、拒絶通知日から 90 日以内に、拒絶に関する意見及び証拠を登録部に提出することを許可する。

予め納付された商標登録出願手数料は出願人に返却されない。

第12条

審査期間中は、出願人は、商標登録出願の補正を、書面により登録部に申請することができる。

第13条

商標登録の如何なる変更又は修正も、商標所有者の登録部への請求に基づいてのみすることができるが、その申請には次を含めなければならない。

1. 申請内容
2. 委任状(申請が認可された代理人を通じてされる場合)
3. 商標登録修正に係る所定の料金の受領書

第14条

商標所有者は、登録部に関連する書類を提出することにより、自己の標章を使用する権利を他人に譲渡することができる。商標譲渡の申請には次を含めなければならない。

1. 申請内容
2. 法及び規則に従って適正に署名された譲渡証書及び関連書類
3. 委任状(申請が認可された代理人を通じてされる場合)
4. 商標の譲渡に係る所定の料金の受領書

第15条

個人又は法人は、商標調査に関する情報の取得を登録部に申請することができるが、その申請には次を含めなければならない。

1. 申請内容
2. 商標情報に係る所定の料金の受領書

第16条

個人又は法人は、登録商標の取消を登録部に申請することができるが、その申請には次を含めなければならない。

1. 申請内容
2. 商標取消に係る所定の料金の受領書

第 III 節 商標登録の更新

第 17 条

登録商標は、登録証満了の前 6 月以内に更新することができるが、その申請には次を含める。

1. 更新申請(登録部の申請様式に従うもの)
2. 委任状(商標更新申請が認可された代理人を通じてされる場合)
3. 登録証の写し
4. 商標登録更新に係る所定の料金の受領書

第 18 条

商標登録更新申請の提出日から起算して 3 月以内に、登録部は、更新登録証を交付し、商標登録簿に記録し、商標の更新を商標公報で公表する。

第 19 条

商標登録の更新申請が適時に登録部に提出されない場合でも、商標所有者はなお、遅延理由の提出により登録商標の更新を申請することができるが、ただし、遅延は、登録証満了日から 6 月を超えてはならない。

第 IV 節 公式手数料及び登録に由来する資金

第 20 条

商標登録又は更新の手数料は、公式手数料及びサービス手数料の 2 種類に分かれ、その詳細は次の通りである。

公式手数料	
1. 商標登録又は更新に係る公式手数料	1 標章につき 80 US\$
商標登録又は更新に係る通常サービス手数料	
1. 相談	1 標章につき 5 US\$
2. 商品又はサービスの分類の検証	1 標章につき 5 US\$
3. 商標登録又は更新の出願(申請)様式	1 標章につき 2 US\$
請求毎の不規則なサービス	
1. 商標調査の報告書	1 標章につき 10 US\$
2. 商標登録出願の補正	1 標章につき 10 US\$
3. 商標の譲渡又はライセンス許諾	1 標章につき 40 US\$
4. 商標登録の取消	1 標章につき 20 US\$
5. 登録証又は更新登録証の複製	1 枚につき 10 US\$
6. 商標登録又は更新に関する認証書類の交付	1 枚につき 5 US\$

第 21 条

商標登録又は更新に係る公式手数料に加えて、登録部は、商標登録又は更新の結果の公告のために 1 標章につき 20 US\$ の拠出金を商標所有者から徴収することを求められている。

第 V 節 商標登録から生じる紛争の解決

第 22 条

登録商標の所有者たる個人又は法人は、自己の登録商標の侵害に関する紛争の解決を科学技術環境庁へ申請することができる。

第 23 条

登録商標の所有者たる個人又は法人は、科学技術環境庁及びその他の関連機関の適切な承認を得て、紛争解決の方法を提案し、かつ、商標権を侵害した他人に対し損害賠償を請求する権利を有する。

第 24 条

侵害が調停により解決できない場合は、科学技術環境庁は、他の関連機関と調整の上、当事者間の調停に関する覚書を発行し、これは裁判所による最終決定手続への提出証拠として使用することができる。

第 VI 節 最終規定

第 25 条

知的財産・標準化・度量衡部門は、本規則の徹底的な実施を図ることを委ねられている。

第 26 条

本規則はその署名の日から発効し、本規則に反する他の先の規則は取り消される。